



治療用装具の申請について (福祉医療受給資格者証をお持ちのかた)

はじめに

福祉医療受給資格者証をお持ちのかたが、治療用装具を作成した場合（医師が治療に必要と認めたもの）、助成の対象となります。

対象者は、いったん 10 割を負担した後、加入している保険者とけんこう課の 2 か所で申請することで、それぞれから助成を受けることができます。

支給イメージ（自己負担割合が 3 割負担のかたの場合）

- ① いったん 10 割を負担します
- ② 加入している保険者に申請することで保険者負担分（7 割）が療養費として支給されます。
- ③ 坂出市けんこう課福祉医療に申請することで自己負担額（残りの 3 割）が支給されます。



申請に必要なもの

- ・医療費支給申請書（※）
- ・領収書（写し可）
- ・医師の証明書（写し可）
- ・ご加入の健康保険からの支給決定通知書

* 坂出市国民健康保険、香川県後期高齢者医療保険のかたは、不要

（※）医療費支給申請書はけんこう課 12 番窓口にてお渡しいたします。

事前にご用意いただく場合は、坂出市のホームページよりダウンロードが可能です。

（ホームページ→メニュー（パソコン：上部 スマートフォン：右上）→暮らし・手続き
→健康・医療→福祉医療費助成→〇〇医療費助成制度（該当の資格を選択してください）
→医療費支給申請書 PDF）

申請手続きの流れ

○坂出市国民健康保険、香川県後期高齢者医療保険に加入のかた

- ① けんこう課 10 番窓口で申請
* 加入している健康保険と福祉医療へ同時に申請が可能です。
- ② 申請月の 2 か月後に保険者から保険者負担分を支給
- ③ 保険者の支給から 1 か月以内に福祉医療から自己負担分を支給

○上記以外のかた（社会保険や共済保険に加入等）

- ① 加入している保険者へ申請
**※領収書、医師の証明書(治療用眼鏡の場合は作成指示書)の写しを必ずとっておいてください。
福祉医療への申請に必要です。**
- ② 保険者から支給時、支給決定通知が届く
- ③ 坂出市けんこう課（12 番窓口）へ申請（①の写し、②の支給決定通知を持参）
- ④ 坂出市けんこう課へ申請後、1 か月以内に支給されます

その他注意点

- ・治療用装具の種類によっては負担額全額が助成の対象とならない場合があります。
- ・高額療養費を除いた自己負担分が対象です。高額療養費は加入している健康保険から支給されますので、ご加入の健康保険にて所定の手続きを行ってください。
- ・社会保険、共済保険等への申請については、ご加入の保険者へお問い合わせください。
- ・保育所・幼稚園・こども園・学校等でのケガによるものは対象となりません。
- ・その他、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡をお願いいたします。



【問い合わせ先】

762-8601

香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号

坂出市役所 健康福祉部 けんこう課 福祉医療担当

☎0877-44-5006（内線：315）